

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和8年度（2026年度）札幌市障害福祉サービス魅力発信業務

2 業務の目的

札幌近郊の大学等の福祉系学部に在学する学生及び求職者を対象に、障がい福祉分野で働く魅力を伝える就職ガイダンスを実施することで、障害福祉サービス事業所等の新規就職者の増加を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日まで

4 業務内容

(1) ガイダンス業務

ア 学生向けは学校に、求職者向けは札幌市就業サポートセンターに訪問して実施する形式を想定する。参加者に障がい福祉分野ならではの働く魅力を伝え、障害福祉サービス事業所等の新規就職を促進することができる内容とすること。

イ 実施先の学校は委託者が指定する札幌近郊の大学及び専門学校の計2箇所とするため、会場や日程等を学校と調整のうえ、実施すること（実施先の学校及びその連絡先等は委託者から提供する）。

ウ 札幌市就業サポートセンターでの実施については1回とし、開催日時や登壇者の連絡などガイダンス実施に向けた連絡調整は受託者が実施すること（連絡先等は委託者から提供する）。

エ 実施先の学校及びその連絡先は委託者から提供する。

オ 1箇所あたり2時間程度の時間を目安とし、令和7年度に作成した障がい福祉魅力発信冊子「共に生きる私のしごと～社会と福祉を支えるプロフェッショナルへ～」

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/miryokuhasshinkankei.html>

に即した内容とすること。また、受託者による講義のほか、委託者が指定する市内の障害福祉サービス事業所等の職員（以下「事業所職員」という。）2名以上からの講義の時間を設けることを原則とする。

カ ガイダンスでは、事業所職員の働いた感想や具体的な経験談を伝えることで、参加者が働くイメージを明確に持てるよう配慮し、障がい福祉分野に対する不安を払拭する内容を意識とすること。また、質疑応答の時間を設けること。

(2) 実施時期

履行期間内に実施

(3) 業務の詳細内容

ア 事前調整

(ア) 受託者は、実施先の学校、札幌市就業サポートセンター及び事業所職員と事前に調整のうえ、ガイダンスの日時を決定するとともに、ガイダンスの実施内容に応じた機能・規模を有する会場を確保すること。

(イ) 受託者は、会場の設営及び撤収を行うこと。また、必要な備品の設置及び電源の確保等を行うこと。

イ ガイダンスの周知

- (ア) 受託者は、実施先の学校に在学する学生及び求職者を対象に、ガイダンスの内容、日時、会場等を周知するチラシを作成すること（学校と実施方法について調整した結果、授業の一環として行うなど、チラシによる周知の必要性がない場合は不要とする）。
- (イ) 受託者は、実施先の学校及び札幌市就業サポートセンターと事前に調整のうえ、チラシの掲示又は配布等により、対象となる学生や求職者へ積極的にガイダンスの周知を行うこと。

ウ ガイダンスの運営・進行

- (ア) 受託者は、円滑な運営のために進行表及び配置図等の必要な書類をあらかじめ作成のうえ、確定前に委託者に提出し、事前の承認を得ること。
- (イ) 受託者は、参加者の受付・案内等を行うこと。
- (ウ) 受託者は、ガイダンスの進行を行うこと。
- (エ) 受託者は、円滑かつ安全な業務の遂行に向けて必要なスタッフ数を確保し、配置すること。
- (オ) 受託者は、次第その他委託者が必要と認める配布資料を委託者の事前の承認を得たうえであらかじめ作成・印刷し、当日の参加者に配布すること。また、委託者が用意する冊子等についても同様に配布すること。

エ ガイダンス参加者アンケートの実施

- (ア) 受託者は、受講者に対するアンケートを委託者の事前の承認を得たうえであらかじめ作成し、ガイダンスの終了後に実施すること。
- (イ) 受託者は、実施したアンケートの写し及び集計結果を委託者に提出すること。

オ その他業務

- (ア) 受託者は、上記以外にガイダンスの運営に必要な一切の業務を行うこと。
- (イ) ガイダンスの終了後、受託者は講義を行った事業所職員に対して謝礼金の支払い事務を行うこと。また、謝礼金は1人あたりガイダンスごとに30,000円を基準とすること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、個人の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (2) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認のうえ進めること。また、この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者双方の協議により決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、感染防止対策に十分に留意すること。